

見直し案	現 行
<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の業務実績評価（年度評価）方針及び方法</p> <p>平成20年3月24日制定 平成21年5月20日改正 平成23年11月25日改正 平成24年3月22日改正 平成27年 月 日改正 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定</p>	<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の業務実績評価（年度評価）方針及び方法</p> <p>平成20年3月24日制定 平成21年5月20日改正 平成23年11月25日改正 平成24年3月22日改正 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定</p>
<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）の業務実績に係る評価に関し、必要な事項を定める。</p> <p>1. 評価の基本方針 (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の進捗状況を確認する。 (2) 評価を通じて、法人の業務運営状況を県民にわかりやすく示す。 (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。</p> <p>★評価の視点 ①年度計画に記載計画された各項目の達成状況や数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価を実施するものとする。 ②業務実施に当たった課題や利用者の意見の反映に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより、法人運営の持続的改善を可能とする。</p> <p>★評価の取り扱い ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。</p>	<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）の評価は、単に業務実績を検証・評価することにとどまらず、事業計画の立案、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA (plan-do-check-act) サイクルの推進機能に担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。</p> <p>★評価の視点 ①年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。 ②業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。</p> <p>★評価の取り扱い ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。</p>
<p>2. 評価の方法 年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。</p> <p>(1) 自己評価 法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごとと（別紙1）「年度計画の項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位に業務実績を検証し、その達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）</p>	<p>2. 評価の方法 年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。</p> <p>(1) 自己評価 法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごとと（別紙1）「年度計画の項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）</p>
<p>〔項目別評価基準〕 S 計画を大幅に上回っている業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている A 計画を上回っている業務が進捗している B 概ね計画どおりに業務が進捗している C 計画に対して業務の進捗がやや遅れている D 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</p> <p>（削除）</p>	<p>5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている 4 計画を上回る業務が進捗している 3 概ね計画どおりに業務が進捗している 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</p> <p>なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。 ①特筆すべき優れた実績を上げた取組 ②当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情</p> <p>特記事項の記載に当たっては、法人の業務の中核となる「Ⅱ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中期計画単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙1）「年度計画の項目別評価における評価単位」に示す特記事項記載単位を参照。</p>
<p>1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価 2 項目別評価及び評価結果を踏まえ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進捗状況全体について、5段階で実施する評価</p>	<p>1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価 2 項目別評価及び評価結果を踏まえ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進捗状況全体について、5段階で実施する評価</p>

現 行

(2) 評価委員会評価

○項目別評価

①業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。
検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

②業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

見直し案

(2) 評価委員会評価

○項目別評価

①業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

②業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を、年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。
(項目別評価単位及び特記事項記載単位は、別紙1によるものとする)

評価点	評価基準	基礎点	評価
5	計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている	4.5以上～	S
4	計画を上回って業務が進捗している	3.8以上～ 4.4以下	A
3	概ね計画どおりに業務が進捗している	2.8以上～ 3.7以下	B
2	計画に対して業務の進捗がやや遅れている	2.0以上～ 2.7以下	C
1	計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	～1.9以下	D

※基礎点は、各委員の評価点を平均した数値（小数点以下第2位を四捨五入）をもとに算定。

見直し案	現 行
<p>(削除)</p> <p>※研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。</p> <p>(削除)</p> <p>○全体評価 項目別評価及びを踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で評価する。また、評価の内容視点について記述するものとする。（評価様式 別紙2）</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降に改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。</p> <p>※研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。</p> <p>項目別評価においては、その観点について、別紙3「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウエイト」に示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。</p> <p>○全体評価 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている 4 計画を上回る業務が進捗している 3 概ね計画どおりに業務が進捗している 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている </div> <p>なお、最終的な評価については、全体（年度）評価別紙4のとおり、総合評価及び個別評価によるものとする。</p> <p>利用者の意見の反映については、法人の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。</p> <p>また、翌年度以降の理事長及び理事の業績給の算出において必要な業績評価係数の算出に当たっては、評価段階を10段階へと置き換える必要がある（役員給与支給基準第2条）。このため、当該評価係数算出への適用については、本全体評価に2を乗じたものに「特筆すべき事項」が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。</p>
<p>また、利用者の意見の反映については、法人の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、全体評価で算出した基礎点に2を乗じて得た数値（小数点以下を切捨て）は、翌年度以降の理事長及び理事の業績給算定に必要な業績評価係数に反映するものとする。</p>	<p>また、利用者の意見の反映については、法人の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、全体評価で算出した基礎点に2を乗じて得た数値（小数点以下を切捨て）は、翌年度以降の理事長及び理事の業績給算定に必要な業績評価係数に反映するものとする。</p>

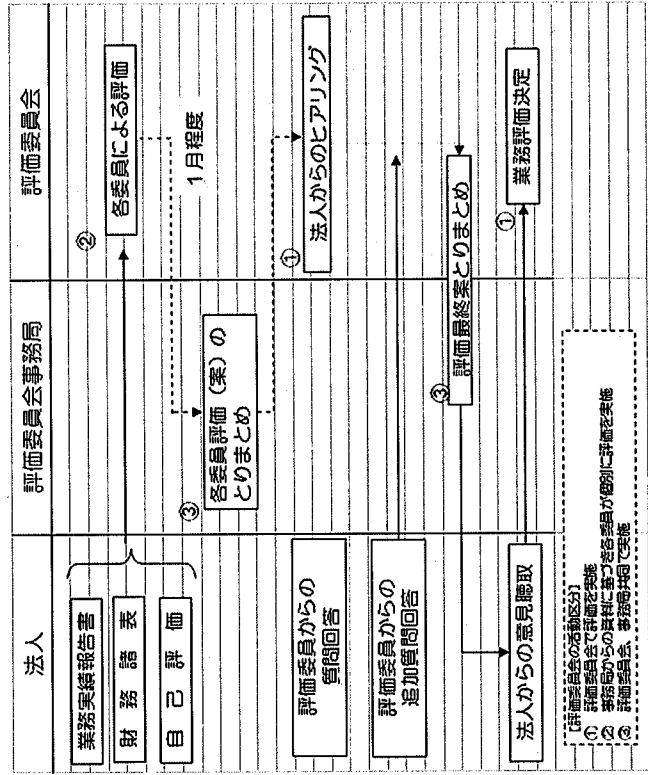
3 評価の進め方
年間スケジュール全体計画

事項	時期
年度終了	3月末
評価準備	4月～6月
実績報告	6月末
評価	7月～8月
報告・公表	9月

年度事業の終了(法人)	○業務実績報告書、財務諸表等作成(法人)
評価準備	○業務実績報告書、財務諸表等提出(法人)
実績報告	○業務実績報告書、財務諸表等の検証、(法人とからのヒアリング)
評価	○評価結果(案)の作成 ○最終評価案について法人からの意見聴取(事実確認) ○評価結果の決定(委員会)
報告・公表	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表への意見表明、財務諸表承認 ○議会報告(評価結果報告)及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、①法人の自己評価作成(法人)、②各委員の評価案作成(各委員)、③各委員の評価案のとりまとめ(事務局)、④評価原案作成、⑤委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、⑥最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案(全体評価)については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



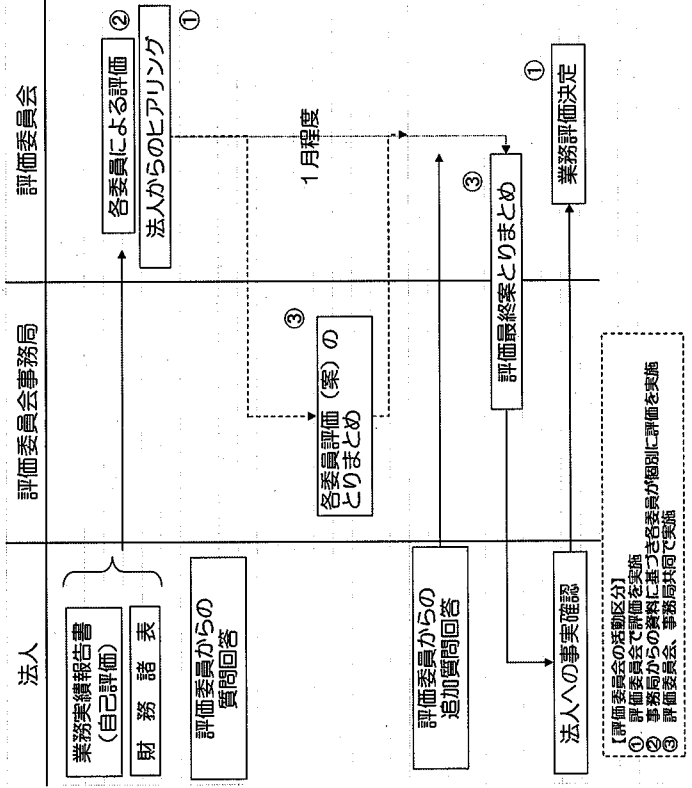
3 評価の進め方
年間スケジュール全体計画

事項	時期
年度終了	3月末
評価準備	4月～6月
実績報告	6月末
評価	7月～8月
報告・公表	9月

年度事業の終了(法人)	○業務実績報告書、財務諸表等作成(法人)
評価準備	○業務実績報告書、財務諸表等提出(法人)
実績報告	○業務実績報告書、財務諸表等の検証、(法人とからのヒアリング)
評価	○評価結果(案)の作成 ○最終評価案について法人からの意見聴取(事実確認) ○評価結果の決定(委員会)
報告・公表	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表への意見表明、財務諸表承認 ○議会報告(評価結果報告)及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、①法人の自己評価作成(法人)、②各委員の評価案作成(各委員)、③各委員の評価案のとりまとめ(事務局)、④評価原案作成、⑤委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、⑥最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案(全体評価)については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人に事実確認したから意見聴取後、評価を決定することとする。



現行						
(別紙1)						
【第2期】中期計画の項目別評価における評価単位						
大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項記載単位	
I 中期目標の期間【H23年4月1日～H27年3月31日(4年間)】						
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
	1	技術支援等の機能の強化				
		(1)	技術支援(技術相談・現地支援)	1		
		(2)	試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	2		
		(3)	研究開発			
		①	研究テーマの設定と実施	3	①	
		②	研究評価	4		
		③	知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	5		
		(4)	新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援			
		①	研究開発の場の提供や成果普及、技術情報の提供	6		
		②	関係機関との連携と支援機能の強化	7		
		(5)	積極的な広報活動	8		
	2	ものづくり人材の育成				
		(1)	高度な技術を持つ産業人材の育成			
		①	組込システム開発人材育成事業	9	②	
		②	次世代ものづくり人材育成事業	10		
		③	デザイン強化人材養成事業	11		
		(2)	現場即応型の開発人材の育成	12		
		(3)	次世代を担う技術者の育成	13		
	3	産学官連携の推進			14	③
III 業務内容の改善及び効率化に関する事項						
	1	迅速かつ柔軟な業務運営			15	
	2	職員の能力開発				
		(1)	計画的な職員の能力開発	16	④	
		(2)	独自システムによる業務評価の実施	17		
	3	自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制				
		(1)	外部資金その他自己収入の確保	18		
		(2)	業務運営の効率化・経費抑制	19		
IV 財務内容の改善に関する事項						
	1	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画				
		(1)	予算(人件費の見積もりを含む)		⑤	
		(2)	収支計画			
		(3)	資金計画			
	2	短期借入金の限度額				
	3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画				
	4	剰余金の使途				
V その他業務内容に関する重要事項						
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底				
		(1)	法令遵守及び社会貢献		⑥	
		(2)	情報セキュリティ管理と情報公開の徹底			
		(3)	労働安全衛生管理の徹底			
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進				
VI その他財政内容の規制で定める業務運営に関する事項						
	1	施設及び設備に関する計画				
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画				⑦
	3	人事に関する計画			20	

見直し案							
(別紙1)							
【第3期】中期計画の項目別評価における評価単位							
大項目	中項目	小項目	細目	自己評価	項目別評価単位	特記事項記載単位	
I 中期目標の期間【H27年4月1日～H31年3月31日(4年間)】							
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
	1	中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援					
		(1)	県内企業の技術的課題解決のための技術相談	○	○	①	
		(2)	製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための県内企業への機器利用、依頼試験・分析	○			
		(3)	県内企業等が挑戦する新事業の創出、新分野進出のための支援	○			
	2	鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発					
		(1)	県内企業への技術移転等に意識した研究開発	○	○	②	
		(2)	県内企業、大学、研究機関等との連携による共同研究及び受託研究	○			
		(3)	知的財産権の積極的な取得と成果の普及	○			
	3	鳥取県で活躍する産業人材の育成			○	○	③
	4	産学官連携の推進			○	○	④
	5	積極的な情報発信、広報活動			○	○	⑤
III 業務内容の改善及び効率化に関する事項							
	1	機動性の高い業務運営			○	○	
	2	職員の能力開発			○	○	
	3	自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制					
	4	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画					
	5	剰余金の使途					
IV 財務内容の改善に関する事項							
	1	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画			○	○	
		(1)	予算(人件費の見積もりを含む)	○	○	⑦	
		(2)	収支計画	○			
		(3)	資金計画	○			
	2	短期借入金の限度額					
	3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画					
	4	剰余金の使途					
V その他業務内容に関する重要事項							
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底					
		(1)	法令遵守及び社会貢献	○	○	⑧	
		(2)	情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	○			
		(3)	労働安全衛生管理の徹底	○			
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進			○	○	
VI その他財政内容の規制で定める業務運営に関する事項							
	1	施設及び設備に関する計画					
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画					⑨
	3	人事に関する計画			○	○	

項目別評価単位	現行	自己評価	法人評価	【大項目別】
特記事項記載単位	20	⇒ 16	= 16	+ (5)
	7	⇒ 9	= 9	-

黄色セルの項目は、実績報告書に実績のみを記載し、自己評価、委員会評価の対象外とする。

(別紙2)

業務実績評価における評価基準について

評価基準	備 考 (判断基準)
5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	<ul style="list-style-type: none"> 計画を上回る業務と業績～業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。
4. 計画を上回る業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね計画どおりに業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	<ul style="list-style-type: none"> 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

- (注) 1 業績の評価については、特記事項を業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
 2 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
 3 なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。(企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。)

※本文2ページの表を再掲
 (別紙2)

業務実績評価に係る評価基準
 (年度評価・期間評価 共通)

【評価の手順】

- 各評価委員が採点 … 5～1の整数で5段階評価
- 基礎点を算定
- 上記②を区分ごとに、S、A～Dの5段階で表示

評価点	① 各評価委員が採点		② 基礎点	③ 評価
	評価基準			
5	計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている		4.5以上～	S
4	計画を上回って業務が進捗している		3.8以上～ 4.4以下	A
3	概ね計画どおりに業務が進捗している		2.8以上～ 3.7以下	B
2	計画に対して業務の進捗がやや遅れている		2.0以上～ 2.7以下	C
1	計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている		～1.9以下	D

※基礎点は、各委員の評価点を平均した数値(小数点以下第2位を四捨五入)をもとに算定。

見直し案

(別紙3)

(別紙3)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウエイト

評価項目	中項目	大項目	中項目	小項目	細目	ウエイト	人数				
I 業務に別して担務するサービスその他の業務の向上に関する事項	I 業務に別して担務するサービスその他の業務の向上に関する事項	0.656	0.610	0.298		0.886	43.7				
								1 技術支援等の推進の状況	0.659	35.4	
								1 (1)技術支援(技術相談・研修支援)	0.207	10.6	
								2 (2)技術・分析(技術相談・分析、課題設定調査)	0.153	7.8	
								(3)研究開発	0.210	10.7	
								3 1) 担務サービスの向上と支援	0.152	7.6	
								2 2) 担務サービスの向上と支援	0.133	6.4	
								3 3) 担務サービスの向上と支援	0.155	7.7	
								4 (4)新事業の創出や新分野立ち上げを旨とする事業の推進	0.111	0.077	3.9
								5 (5)新事業の創出や新分野立ち上げを旨とする事業の推進	0.618	0.046	2.4
								6 (6)新事業の創出や新分野立ち上げを旨とする事業の推進	0.391	0.046	2.3
								7 (7)新事業の創出や新分野立ち上げを旨とする事業の推進	0.110	0.056	2.7
								8 (8)新事業の創出や新分野立ち上げを旨とする事業の推進	0.086	0.086	3.4
								9 (9)新事業の創出や新分野立ち上げを旨とする事業の推進	0.022	0.022	1.1
								10 (10)新事業の創出や新分野立ち上げを旨とする事業の推進	0.200	0.022	1.1
								11 (11)新事業の創出や新分野立ち上げを旨とする事業の推進	0.200	0.022	1.1
								12 (12)新事業の創出や新分野立ち上げを旨とする事業の推進	0.100	0.013	0.6
								13 (13)新事業の創出や新分野立ち上げを旨とする事業の推進	0.100	0.013	0.6
								14 (14)新事業の創出や新分野立ち上げを旨とする事業の推進	0.062	0.053	2.7
								II 業務運営の改善及び効率化に関する事項	II 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.133	0.291
1 1) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.050	2.6									
2 2) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.039	1.7									
3 3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.044	2.3									
4 4) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.032	1.6									
5 5) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.281	0.012	0.6								
6 6) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.133	0.133	6.8								
7 7) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.039	0.039	2.0								
8 8) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.039	0.039	1.7								
9 9) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.044	0.044	2.3								
10 10) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.032	0.032	1.6								
11 11) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.281	0.012	0.6								
12 12) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.133	0.133	6.8								
13 13) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	0.039	0.039	2.0								
III 業務内容の改善に関する事項	III 業務内容の改善に関する事項	0.011	0.011			0.011	0.6				
								1 1) 業務内容の改善に関する事項	0.011	0.011	0.6
								2 2) 業務内容の改善に関する事項	0.011	0.011	0.6
								3 3) 業務内容の改善に関する事項	0.011	0.011	0.6
								4 4) 業務内容の改善に関する事項	0.011	0.011	0.6
								5 5) 業務内容の改善に関する事項	0.011	0.011	0.6
								6 6) 業務内容の改善に関する事項	0.011	0.011	0.6
								7 7) 業務内容の改善に関する事項	0.011	0.011	0.6
								8 8) 業務内容の改善に関する事項	0.011	0.011	0.6
								9 9) 業務内容の改善に関する事項	0.011	0.011	0.6
IV その他	IV その他	1.000	1.000			1.000	51.0				
								1 1) その他	1.000	1.000	51.0
								2 2) その他	1.000	1.000	51.0
								3 3) その他	1.000	1.000	51.0
								4 4) その他	1.000	1.000	51.0
								5 5) その他	1.000	1.000	51.0
								6 6) その他	1.000	1.000	51.0
								7 7) その他	1.000	1.000	51.0
								8 8) その他	1.000	1.000	51.0
								9 9) その他	1.000	1.000	51.0

(削除)

現 行

(別紙4)

全体（年度）評価

◆総合評価

5段階評価

10段階換算【5段階評価×2±1（特筆すべき事項）】

○総合評価コメント

※10段階換算の「特筆すべき事項」

◆個別評価

○「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価

○「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価

○「財務内容の改善」、「その他業務運営に関する重要事項」及び「県規則で定める業務運営」に対する評価

○当該年度の課題等

(別紙2)

全体（年度）評価

◆総合評価

5段階評価	(評価基準)
-------	--------

S、A～Dを記入

○総合評価コメント

※10段階換算の「特筆すべき事項」

◆個別評価

(1) 「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価

(2) 「業務運営の改善及び効率化に関する事項目標を達成するためとるべき措置」に対する評価

(3) 財務内容の改善に関する事項

(4) その他業務運営に関する重要事項、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

○「財務内容の改善」、「その他業務運営に関する重要事項」及び「県規則で定める業務運営」に対する評価

○当該年度の課題等

(様式)

平成〇〇年度業務実績報告書

平成〇〇年〇月

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

資料 2

【記載上の注意】

1 調査の様式

(1) A3版、横書き、両面印刷、綴じ綴じ とすること。

なお、両面印刷の表面及び裏面ともに、綴じしろが確保できるようにすること。

(2) ページ下部中央に、ページ番号を付けること。

2 記載要領

(1) 報告書の構成は、「第1 法人の概要」、「第2 総括」、「第3 業務実績」とする。

(2) 「第3 業務実績」の記載について

・ 「自己評価」の欄には、業務実績を自己点検した結果をS、A～Dの5段階評価した数値を項目別に記入する

・ 「年度計画に係る実績・進捗状況」「特記事項」の欄は、計画に対する進捗状況や当該年度の成果、今後の課題などについて、自己評価の理由が明らかになるよう工夫して記載すること。（前年度との比較、期間中の推移などのデータ、図表を用いて、わかりやすい記載に努めること）

3 作成部数

1.5部

(評価委員会委員用 5部 事務局用 5部 予備 5部)

※添付資料：財務諸表、実用化研究評価委員会評価結果の写し、他

4 提出期限

6月30日まで

5 提出先

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会（事務局：鳥取県商工労働部産業振興課内）

目次

…… ページ

第1 法人の概要

1 業務内容

(1) 設置目的

(2) 業務の範囲

2 事務所の所在地

3 資本金の状況

4 役員の状況

5 組織・職員の状況

…… ページ

第2 総括

1 概要

(1) 自己評価の概要、評価理由

(2) 今年度における特記すべき取組や成果、今後の課題等

2 全体の進捗状況

3 中期計画において設定した数値目標に係る実績

…… ページ

第3 業務実績

第1 法人の概要

1 業務内容

(1) 設置目的

(2) 業務の範囲

2 事務所の所在地

3 資本金の状況

〇〇千円(平成 年3月末現在)

4 役員の状況

(役職・氏名・任期の順に、平成 年3月末現在で記載。)

5 組織・職員の状況

(組織図、部署別の職員数(合計、常勤・非常勤の別)を平成〇年3月末現在で記載。)

第2 総括

1 概要

(1) 自己評価の概要、評価理由

(2) 今年度における特記すべき取組や成果、今後の課題等

2 全体の進捗状況

(5段階による自己評価について、大項目別に当てる項目数を記載。)

大項目	評価単位	S	A	B	C	D
1. 県民に対して提供するサービスの他の業務の質の向上に関する事項	9					
2. 業務運営の改善及び効率化に関する事項	2					
3. 財務内容の改善に関する事項	3					
4. その他業務運営に関する重要事項	1					
5. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	1					
合計	16					

3 中期計画において設定した数値目標に係る実績

設定項目	目標値	H27	H28	H29	H30
1. 企業訪問(延社)					
2. 技術移転(件)					
3. 知的財産権の出願(件)					
4. 外部資金の獲得(件)					

第3 業務実績

1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

<p>中期目標</p>	<p>1 中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援 県内産業の発展には、中小製造業の技術力の向上、品質の信頼性の確保、新たな技術開発への挑戦といった産業活力が大ききな力となる。これらを実現するために、県内企業が抱える技術的な課題を最大限に解決していく技術支援体制を強化すること。 (1) 県内企業の技術的課題解決のための技術相談 県内企業等が抱える技術的課題に関する技術相談を着実に進める体制を整え、適切なアドバイザーや情報提供等を行うこと。そのため、センター内の職員による対応に加え、必要に応じて関連する支援機関や大学等との連携も活用して、技術課題への対応力を強化すること。</p>
-------------	---

中期計画	平成〇年度計画	NO	記号	年度計画に係る実績・進捗状況	特記事項
<p>1 中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援 自立化、高収益化を目指す県内企業の技術的課題等を解決するため、センターの研究成果や保有する機器設備、さらには職員の専門的知識により迅速に支援を行うとともに、センターの技術力を集約し戦略的かつ分野横断的な支援を行う。 また、アンケート調査等により、企業等が求めるサービスや企業ニーズの確かな把握に努め、課題への迅速な対応と技術支援の充実による満足度向上を図る。 ●企業訪問の数値目標：延べ2,500社</p> <p>(1) 県内企業の技術的課題解決のための技術相談 県内企業が抱える技術的課題の収集は、センター職員による企業訪問のみならず、支援機関や金融機関等と協力して積極的にを行う。課題解決には、鳥取・米子・境港の3研究所間の連携をさらに深め迅速かつ柔軟に対応するとともに、国立大学法人鳥取大学等の高等教育機関、独立行政法人鳥取産業技術総合研究所、鳥取県農業試験場等の県内外の試験研究機関等との連携を強化し、幅広い分野への対応を推進する。 また、………………。 (以下略)</p>	<p>平成〇年度計画</p> <p>1 中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援 ……………。</p> <p>(1) 県内企業の技術的課題解決のための技術相談 ……………。</p>	1			

現 行	見直し案
<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）方針及び方法</p> <p>平成23年8月3日制定 平成23年11月25日改正</p> <p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定</p> <p>1. 評価の基本方針 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）の評価は、単に業務実績を検証・評価することにとまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。</p> <p>★評価の視点 ① 中期計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価を実施するものとする。 ② 業務実施に当たっての問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。</p> <p>★評価の取り扱い ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。</p> <p>2. 評価の方法 中期目標期間評価は、法人が提出する事業報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。事業報告書の様式は別に指定する。</p> <p>(1) 自己評価 法人は、事業報告書を作成するにあたり、中期計画に記載されている項目ごと（別紙1）「中期計画の項目別評価における評価単位」に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>5 中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている</p> <p>4 中期計画を上回る業務が進捗している</p> <p>3 概ね中期計画どおりに業務が進捗している</p> <p>2 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている</p> <p>1 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</p> </div> <p>なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。 ① 特筆すべき優れた実績を上げた取組 ② 当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情 特記事項の記載に当たっては、法人の業務の中核となる「Ⅱ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙1に示す特記事項記載単位を参照）</p>	<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）方針及び方法</p> <p>平成23年8月3日制定 平成23年11月25日改正 平成27年 月 日改正</p> <p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定</p> <p>1. 評価の基本方針 (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の進捗状況を確認する。 (2) 評価を通じて、法人の業務運営状況を県民にわかりやすく示す。 (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。</p> <p>★評価の視点 ① 中期計画に記載された各項目の達成状況数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価を実施するものとする。 ② 業務実施に当たっての問題点や利用者の意見の反映に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。</p> <p>★評価の取り扱い ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。</p> <p>2. 評価の方法 中期目標期間評価は、法人が提出する業務実績事業報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績事業報告書の様式は別に指定する。</p> <p>(1) 自己評価 法人は、業務実績事業報告書を作成するにあたり、中期計画に記載されている項目ごと（別紙1）「中期計画の項目別評価における評価単位」に業務実績を検証し、その達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>S 中期計画を大幅に上回っている業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている</p> <p>A 中期計画を上回っている業務が進捗している</p> <p>B 概ね中期計画どおりに業務が進捗している</p> <p>C 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている</p> <p>D 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</p> </div> <p>(削除)</p>
<p>1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価 2 項目別評価及び業務実績を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進捗状況を踏まえて、5段階で実施する評価</p>	<p>1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価 2 項目別評価及び業務実績を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進捗状況を踏まえて、5段階で実施する評価</p>

現 行

見直し案

(2) 評価委員評価

○項目別評価（別紙3のとおり）

それぞれの項目ごとの年度評価の平均値（小数点以下第3位を四捨五入）を中期目標期間における評価数値とする。

あわせて、【今後の課題】、【改善すべき事項】について、大項目ごとに記述するものとする。

(2) 評価委員会評価

○項目別評価【評価様式 別紙2-3のとおり】

①業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、各年度の評価結果等を基に検証を行う。検証にあたっては、中期計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め、総合的に行う。

②業務実績の評価

・中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況及び成果を、中期計画に記載されている項目ごと（別紙1）「中期計画の項目別評価における評価単位」に、次の5段階で評価する。

・あわせて、【特記事項】があれば、【今後の課題】、【改善すべき事項】について、中大項目ごとに記述するものとする。

評価点	評価基準	基礎点	評価
5	中期計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている	4.5以上～	S
4	中期計画を上回って業務が進捗している	3.8以上～ 4.4以下	A
3	概ね中期計画どおりに業務が進捗している	2.8以上～ 3.7以下	B
2	中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている	2.0以上～ 2.7以下	C
1	中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	～1.9以下	D

※基礎点は、各委員の評価点を平均した数値（小数点以下第2位を四捨五入）をもとに算定。

(削除)

なお、次期中期目標を作成する上で、前年度中に評価委員の意見を聴いて行った、地方独立行政法人法第31条の規定に基づく「中期目標の期間の終了時の検証」の内容を掲載しているため、その内容に追加、修正等ある場合に、その内容について記述することとする。

現 行

○全体評価（別紙4のとおり）

「総合評価（数値）」については、各年度の全体評価数値の平均値を算出し、下表に当てはめて算出する。（別紙5のとおり）

各年度全体評価の平均値	全体評価
4.51以上～5.00まで	→ 5（中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている）
3.51以上～4.50まで	→ 4（中期計画を上回る業務が進捗している）
2.51以上～3.50まで	→ 3（概ね中期計画とおりに業務が進捗している）
1.51以上～2.50まで	→ 2（中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている）
1.00以上～1.50まで	→ 1（中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている）

また、「総評」として、項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、（1）中期目標・中期計画の全体的な達成状況を記述し、また、次期中期目標・中期計画をふまえた（2）今後の課題、（3）今後、法人が取り組む方向性・改善事項について記述するものとする。
 なお、次期中期目標を作成する上で、前年度中に評価委員の意見を聴いて行った、地方独立行政法人法第31条の規定に基づく「中期目標の期間の終了時の検討」の内容を掲載しているため、その内容に追加、修正等ある場合には、その内容について記述することとする。

利用者の意見の反映については、法人の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

見直し案

○全体評価【評価様式 別紙3-4のとおり】

（削除）

項目別評価を踏まえ、法人の中期計画の全体的な達成状況について、5段階で評価する。
 評価手順及び評価基準は、項目別評価に同じ。

（削除）

また、「総評」として、項目別評価及び意見を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、（1）中期目標・中期計画の全体的な達成状況を記述し、また、次期中期目標・中期計画をふまえた（2）今後の課題、（3）今後、法人が取り組む方向性・改善事項について総合的に記述するものとする。

なお、次期中期目標を作成する上で、前年度中に評価委員の意見を聴いて行った、地方独立行政法人法第31条の規定に基づく「中期目標の期間の終了時の検討」についての内容を掲載しているため、その内容に追加、修正等を要する場合は、その内容について記述することとする。

利用者の意見の反映については、法人の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

現 行

3 評価の進め方〔全体計画（スケジュール）〕

事項	時期
期間終了	3月末
評価準備	4月～6月
事業報告	6月末
評価	7月～8月
報告・公表	9月

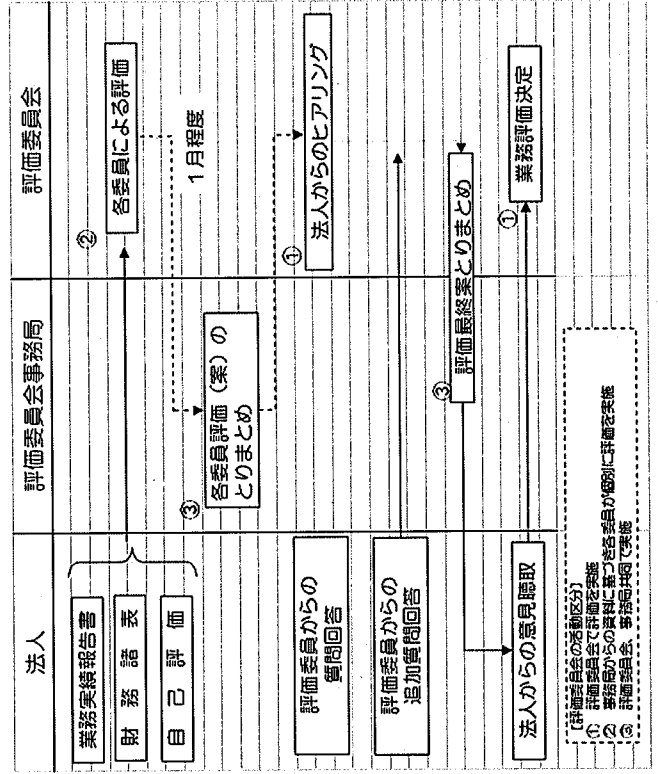
事項	時期
期間終了	3月末
評価準備	4月～6月
事業報告	6月末
評価	7月～8月
報告・公表	9月

＜評価のプロセス＞

・法人の業績評価の手順については、次の順番で実施する。

- (1) 法人の自己評価作成（法人）
- (2) 各委員の評価案作成（各委員）
- (3) 各委員の評価案のとりまとめ（事務局）
- (4) 評価原案作成（委員長、事務局）
- (5) 委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認
- (6) 最終評価案の作成

・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
 ・最終評価案に対して、法人に事実確認を確認し、評価を決定することとする。



〔評価委員会の活動区分〕
 ① 評価委員会にて評価を実施
 ② 事務局からの資料に基づき各委員が個別に評価を実施
 ③ 評価委員会、事務局共同で実施

見直し案

3 評価の進め方〔全体計画（スケジュール）〕
 《スケジュール》

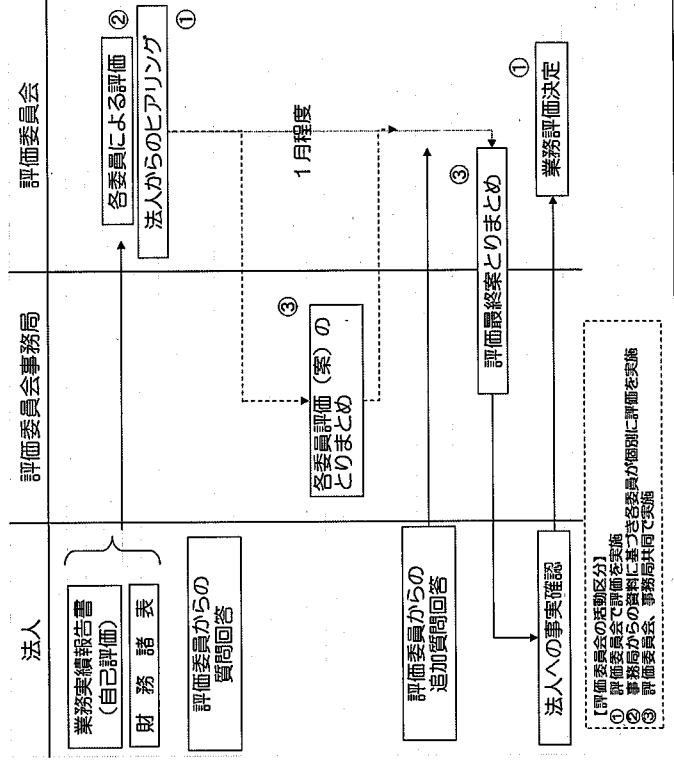
事項	時期
期間終了	3月末
評価準備	4月～6月
事業報告	6月末
評価	7月～8月
報告・公表	9月

＜評価のプロセス＞

・法人の業績評価の手順については、次の順番で実施する。

- (1) 法人の自己評価作成（法人）
- (2) 各委員の評価案作成（各委員）
- (3) 各委員の評価案のとりまとめ（事務局）
- (4) 評価原案作成（委員長、事務局）
- (5) 委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認
- (6) 最終評価案の作成

・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
 ・最終評価案に対して、法人に事実確認を確認した後、評価を決定することとする。



〔評価委員会の活動区分〕
 ① 評価委員会にて評価を実施
 ② 事務局からの資料に基づき各委員が個別に評価を実施
 ③ 評価委員会、事務局共同で実施

現行						
(別紙1)						
【第2期】中期計画の項目別評価における評価単位						
大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項記載単位	
I 中期目標の期間【H23年4月1日～H27年3月31日(4年間)】						
III 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
1 技術支援等の機能の強化						
	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)			1		
	(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)			2		
	(3) 研究開発					
	① 研究テーマの設定と実施			3	①	
	② 研究計画			4		
	③ 知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携			5		
	(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援					
	① 研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供			6		
	② 関係機関との連携と支援機能の強化			7		
	(5) 積極的な広報活動			8		
2 ものづくり人材の育成						
	(1) 高度な技術を持つ産業人材の育成					
	① 組立システム開発人材育成事業			9	②	
	② 次世代ものづくり人材育成事業			10		
	③ デザイン強化人材養成事業			11		
	(2) 現場即応型の開発人材の育成			12		
	(3) 次世代を担う技術者の育成			13		
3 産学官連携の推進						
				14	③	
III 業務運営の改善及び効率化に関する事項						
1 迅速かつ柔軟な業務運営						
				15		
2 職員の能力開発						
	(1) 計画的な職員の能力開発			16	④	
	(2) 独自システムによる業務評価の実施			17		
3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制						
	(1) 外部資金その他自己収入の確保			18		
	(2) 業務運営の効率化・経費抑制			19		
IV 財務内容の改善に関する事項						
1 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画						
	(1) 予算(人件費の見積もりを含む)				⑤	
	(2) 収支計画					
	(3) 資金計画					
2 短期借入金の限度額						
3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画						
4 剰余金の使途						
V その他業務運営に関する重要事項						
1 コンプライアンス体制の確立と徹底						
	(1) 法令遵守及び社会貢献				⑥	
	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底					
	(3) 労働安全衛生管理の徹底					
2 環境負荷の低減と環境保全の促進						
VI その他設立目的の規則で定める業務運営に関する事項						
1 施設及び設備に関する計画						
					⑦	
2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画						
3 人事に関する計画						
				20		

見直し案						
(別紙1)						
【第3期】中期計画の項目別評価における評価単位						
大項目	中項目	小項目	細目	自己評価	委員会評価	
I 中期目標の期間【H27年4月1日～H31年3月31日(4年間)】						
III 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
1 中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援						
	(1) 県内企業の技術的課題解決のための技術相談			○	○	
	(2) 製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための県内企業への機器利用、依頼試験・分析			○	○	
	(3) 県内企業等が挑戦する新事業の創出、新分野進出のための支援			○	○	
2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発						
	(1) 県内企業への技術移転を常に意識した研究開発			○	○	
	(2) 県内企業、大学、研究機関等との連携による共同研究及び受託研究			○	○	
	(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及			○	○	
3 鳥取県で活躍する産業人材の育成						
				○	○	
4 産学官連携の推進						
				○	○	
5 積極的な情報発信、広報活動						
				○	○	
III 業務運営の改善及び効率化に関する事項						
1 機動性の高い業務運営						
				○	○	
2 職員の能力開発						
				○	○	
IV 財務内容の改善に関する事項						
1 予算の効率的運用						
				○	○	
2 自己収入の確保						
				○	○	
3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画						
	(1) 予算(人件費の見積もりを含む)				⑦	
	(2) 収支計画					
	(3) 資金計画					
4 短期借入金の限度額						
5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画						
6 剰余金の使途						
V その他業務運営に関する重要事項						
1 コンプライアンス体制の確立と徹底						
	(1) 法令遵守及び社会貢献			○	○	
	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底			○	○	
	(3) 労働安全衛生管理の徹底			○	○	
2 環境負荷の低減と環境保全の促進						
VI その他設立目的の規則で定める業務運営に関する事項						
1 施設及び設備に関する計画						
					⑨	
2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画						
3 人事に関する計画						
				○	○	

項目別評価単位 現行 20 ⇒ 自己評価 16 = 法人評価 16 + [大項目別] (5)
 特記事項記載単位 7 ⇒ 9 = 9 =

黄色セルの項目は、実績報告書に実績のみを記載し、自己評価、委員会評価の対象外とする。

項目別評価（第〇期中期目標期間評価）

（別紙3）

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間 (4年間)の平均 値
				平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	
Ⅱ 県民に対して提供 するサービスその 他の業務の質の向上 に関する事項	1 技術支援等の 機能の強化	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)						
		(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)						
		(3) 研究開発	① 研究テーマの設定と実施					
			② 研究評価					
			③ 知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携					
		(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	① 研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供					
	② 関係機関との連携と支援機能の強化							
	(5) 積極的な広報活動							
	2 ものづくり人材の育成							
	3 産学金官連携の推進							

【今後の課題】

【改善すべき事項】

項目別評価（第〇期中期目標期間評価）

（別紙2）

大項目	中項目	小項目	細目	(参考)				評価
				平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	
Ⅱ 県民に対して提供 するサービスその 他の業務の質の向上 に関する事項	1 中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援	(1) 県内企業の技術的課題解決のための技術相談						
		(2) 製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための県内企業への機器利用、依頼試験・分析						
		(3) 県内企業等が挑戦する新事業の創出、新分野進出のための支援						
	2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発	(1) 県内企業への技術移転を常に意識した研究開発						
		(2) 県内企業、大学、研究機関等との連携による共同研究及び受託研究						
		(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及						
	3 鳥取県で活躍する産業人材の育成							
	4 産学金官連携の推進							
	5 積極的な情報発信、広報活動							
	【特記事項】							

現
行
(第2期)

見
直
し
案
(第3期)

現 行 (第2期)

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間 (4年間)の平均 値
				平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	
Ⅲ 業務運営の改善 及び効率化に関する 事項	1 迅速かつ柔軟な業務運営							
		2 職員の能力開 発	(1) 計画的な職員の能力開発					
			(2) 独自システムによる業務評価の実施					
	3 自己収入の確 保と業務運営の効 率化・経費抑制	(1) 外部資金その他自己収入の確保						
		(2) 業務運営の効率化・経費抑制						

【今後の課題】

【改善すべき事項】

見直し案 (第3期)

大項目	中項目	小項目	細目	(参考)				評価
				平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	
Ⅲ 業務運営の改善 及び効率化に関する 事項	1 機動性の高い業務運営							
		2 職員の能力開発						
			【特記事項】					

現 行 (第2期)

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間 (4年間の平均値)
				平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	
IV 財務内容の改善 に関する事項	1 予算(人件費の 見積もりを含 む。)、収支計画及 び資金計画	(1)予算(人件費の見積もりを含む)		/	/	/	/	/
		(2)収支計画						
		(3)資金計画						
	2 短期借入金の限度額							
	3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画							
4 剰余金の使途								

【今後の課題】

【改善すべき事項】

見直し案 (第3期)

大項目	中項目	小項目	細目	(参考)				評価
				平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	
IV 財務内容の改善 に関する事項			1 予算の効率的運用	/	/	/	/	/
			2 自己収入の確保					
			3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画					
			(1)予算(人件費の見積もりを含む)					
			(2)収支計画					
			(3)資金計画					
			4 短期借入金の限度額					
5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画								
6 剰余金の使途								
【特記事項】								

現 行 (第2期)

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間 (4年間)の平均 値
				平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	
V その他業務運営 に関する重要事項	1 コンプライア ンス体制の確立と徹 底	(1) 法令遵守及び社会貢献						
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底						
		(3) 労働安全衛生管理の徹底						
	2 環境負荷の低減と環境保全の促進							

【今後の課題】

【改善すべき事項】

見直し案 (第3期)

大項目	中項目	小項目	細目	(参考)				評価
				平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	平成〇 年度	
V その他業務運営 に関する重要事項	1 コンプライア ンス体制の確立と徹 底	(1) 法令遵守及び社会貢献						
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底						
		(3) 労働安全衛生管理の徹底						
	2 環境負荷の低減と環境保全の促進							
【特記事項】								

現
行
(第2期)

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間 (4年間)の平均 値
				平成○ 年度	平成○ 年度	平成○ 年度	平成○ 年度	
Ⅵ その他設立団体の 規則で定める業務 運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画			/	/	/	/	/
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			/	/	/	/	/
	3 人事に関する計画							

【今後の課題】

【改善すべき事項】

見直し案
(第3期)

大項目	中項目	小項目	細目	(参考)				評価
				平成○ 年度	平成○ 年度	平成○ 年度	平成○ 年度	
Ⅵ その他設立団体の 規則で定める業務 運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画			/	/	/	/	/
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			/	/	/	/	/
	3 人事に関する計画							
【特記事項】								

(様式)

第3期中期目標期間業務実績報告書

平成〇〇年〇月

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

資料4

【記載上の注意】

1 調書の様式

- (1) A3版、横書き、両面印刷、罫を綴じとすること。

なお、両面印刷の表面及び裏面ともに、綴じしろが確保できるようにすること。

- (2) ページ下部中央に、ページ番号を付けること。

2 記載要領

- (1) 報告書の構成は、「第1 法人の概要」、「第2 総括」、「第3 業務実績」とする。

- (2) 「第3 業務実績」の記載について

- ・ 「自己評価」の欄には、業務実績を自己点検した結果をS、A～Dの5段階評価した数値を項目別に記入する

- ・ 「中期計画に係る実績・進捗状況」「特記事項」の欄は、中期計画に対する進捗状況や当該年度の成果、今後の課題などについて、自己評価の理由が明らかになるよう工夫して記載すること。（中期目標期間中の推移などのデータ、図表を用いて、わかりやすい記載に努めること）

3 作成部数

15部

（評価委員会委員用 5部 事務局用 5部 予備 5部）

4 提出期限

6月30日まで

5 提出先

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会（事務局：鳥取県商工労働部産業振興課内）

目次

第1 法人の概要 ページ

1 業務内容

- (1) 設置目的
- (2) 業務の範囲

2 事務所の所在地

3 資本金の状況

4 役員の状況

5 組織・職員の状況

第2 総括 ページ

1 概要

- (1) 自己評価の概要、評価理由
- (2) 特記すべき取組や成果、今後の課題等

2 全体の進捗状況

3 中期計画において設定した数値目標に係る実績

第3 業務実績 ページ

第1 法人の概要

1 業務内容

(1) 設置目的

(2) 業務の範囲

2 事務所の所在地

3 資本金の状況

〇〇千円（平成 年3月末現在）

4 役員の状況

（役職・氏名・任期の順に、平成 年3月末現在で記載。）

5 組織・職員の状況

（組織図、部署別の職員数（合計、常勤・非常勤の別）を平成〇年3月末現在で記載。）

第2 総括

1 概要

(1) 自己評価の概要、評価理由

(2) 中期目標期間中における特記すべき取組や成果、今後の課題等

2 全体の進捗状況

（5段階による自己評価について、大項目別に当てはまる項目数を記載。）

大項目	評価単位	S	A	B	C	D
1. 県民に対して提供するサービスの他の業務の質の向上に関する事項	9					
2. 業務運営の改善及び効率化に関する事項	2					
3. 財務内容の改善に関する事項	3					
4. その他業務運営に関する重要事項	1					
5. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	1					
合計	16					

3 中期計画において設定した数値目標に係る実績

設定項目	目標値	H27	H28	H29	H30
1. 企業訪問（延社）					
2. 技術移転（件）					
3. 知的財産権の出願（件）					
4. 外部資金の獲得（件）					

第3 業務実績

1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

<p>中期目標</p>	<p>1 中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援 県内産業の発展には、中小製造業の技術力の向上、品質の信頼性の確保、新たな技術開発への挑戦といった産業活力が大きき力となる。これらを実現するために、県内企業が抱える技術的な課題を最大限に解決していく技術支援体制を強化すること。 (1) 県内企業の技術的課題解決のための技術相談 県内企業等が抱える技術的課題に関する技術相談を着実に進める体制を整え、適切なアドバイスや情報提供等を行うこと。そのため、センター内の職員による対応に加え、必要に応じて関連する支援機関や大学等との連携も活用して、技術課題への対応力を強化すること。</p>
-------------	---

中期計画	NO	記録	中期計画に係る実績・進捗状況	特記事項
<p>1 中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援 <u>自立化、高収益化</u>を旨とす県内企業の技術的課題等を解決するため、センターの研究成果や保有する機器設備、さらには職員の専門的知識により迅速に支援を行うとともに、センターの技術力を集約し戦略的かつ分野横断的な支援を行う。 また、アンケート調査等により、企業等が求めるサービスや企業ニーズの確かな把握に努め、課題への迅速な対応と技術支援の充実による満足度向上を図る。 ●企業訪問の数値目標：延べ2,500社</p> <p>(1) 県内企業の技術的課題解決のための技術相談 県内企業が抱える技術的課題の収集は、センター職員による企業訪問のみならず、支援機関や金融機関等と協力して積極的に行う。課題解決には、鳥取・米子・境港の3研究所間の連携をさらに深め迅速かつ柔軟に対応するとともに、国立大学法人鳥取大学等の高等教育機関、独立行政法人産業技術総合研究所、鳥取県農業試験場等の県内外の試験研究機関等との連携を強化し、幅広い分野への対応を推進する。 また、………………。 (以下略)</p>	1			

件名	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の一部変更について																										
提出理由	<p>1 提出理由</p> <p>産業技術センター食品開発研究所実験棟の除却に伴い、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 2 項の規定により、法人定款の一部を変更しようとするものである。</p> <p>2 変更内容</p> <p>法人定款第 13 条別表に規定する以下資産について、除却年月日を追記する。</p> <p>(1) 種類 建物</p> <p>(2) 名称 鳥取県産業技術センター食品開発研究所実験棟</p> <p>(3) 所在 境港市中野町字下荒蒔 2032 番 3、2032 番 1</p> <p>(4) 延床面積 288.82 平方メートル</p> <p>(5) 除却年月日 平成 27 年 10 月 30 日</p> <p>(6) 除却理由 商品開発支援棟の敷地内建替え（平成 27 年 2 月開所）により、旧実験棟を撤去したものである。</p>																										
及び概要	変 更 後	変 更 前																									
	別表(第 13 条関係)	別表(第 13 条関係)																									
	1 略	1 略																									
	2 建物	2 建物																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県産業技術センター食品開発研究所実験棟</td> <td>境港市中野町字下荒蒔 2032 番 3、2032 番 1</td> <td>288.82 平方メートル (H27.10.30 除却)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>22,512.33 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在	延床面積	略			鳥取県産業技術センター食品開発研究所実験棟	境港市中野町字下荒蒔 2032 番 3、2032 番 1	288.82 平方メートル (H27.10.30 除却)	計		22,512.33 平方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県産業技術センター食品開発研究所実験棟</td> <td>境港市中野町字下荒蒔 2032 番 3、2032 番 1</td> <td>288.82 平方メートル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>22,512.33 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在	延床面積	略			鳥取県産業技術センター食品開発研究所実験棟	境港市中野町字下荒蒔 2032 番 3、2032 番 1	288.82 平方メートル	計		22,512.33 平方メートル	
名 称	所 在	延床面積																									
略																											
鳥取県産業技術センター食品開発研究所実験棟	境港市中野町字下荒蒔 2032 番 3、2032 番 1	288.82 平方メートル (H27.10.30 除却)																									
計		22,512.33 平方メートル																									
名 称	所 在	延床面積																									
略																											
鳥取県産業技術センター食品開発研究所実験棟	境港市中野町字下荒蒔 2032 番 3、2032 番 1	288.82 平方メートル																									
計		22,512.33 平方メートル																									